パブリックコメント手続の流れ

政策等の案の策定

【指針３　対象】
①基本的な政策を定める計画等の策定・変更
②基本的な制度を定める条例の制定・改廃
③市民生活・事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定・改廃
④市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収を除く。）の制定・改廃

政策等の案の公表

【指針５　案の公表】
①案及び必要な情報
②意見の提出期間、提出先
提出方法

【指針６　公表方法】
①市ホームページ掲載
②情報公開コーナー・行政資料コーナー閲覧
③担当課での閲覧

意見募集

【指針７　期間】
30日以上の期間

【指針８　提出方法】
書面･郵便･ファクシミリ
電子メール
【指針９　記載事項】
住所、氏名等

【指針２　意見を提出できる方】
①市内在住
②市内に事務所等を有するもの
③市内在勤
④市内在学
⑤納税義務を有するもの

提出された意見を考慮

【指針１０　意見の取扱い及び公表】

意見を取り入れる場合 → 意見に基づき案を修正

⇔

意見を取り入れない場合 → 市の考え方、取り入れなかった理由などを説明

政策等の意思決定

結果の公表

【指針１０　意見の取扱い・公表】
①意見概要　②意見に対する市の考え方　③案の修正内容
【指針１１　実施状況の情報提供】
市ホームページへの掲載等により情報提供

議会提案･議決

※条例など、議会にかける案件の場合

政策等の実施